

## Symantec Endpoint Protection 利用申込書

FAX番号 : 03-6660-9767

お申込み先 : 株式会社野村総合研究所  
社会情報システム事業部

〒135-0042

東京都江東区木場1-5-25 タワーS棟

## 1. 月額費用(税抜)

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 納品月 (※1)<br>(NRI記入欄)   | 令和 年 月 |
| 契約開始月 (※2)<br>(NRI記入欄) | 令和 年 月 |

|         |                                                |     |   |   |        |  |   |       |  |   |
|---------|------------------------------------------------|-----|---|---|--------|--|---|-------|--|---|
| ライセンス費用 | 現在のご契約数                                        | 500 | 円 | × | ライセンス数 |  | = | 月額費用計 |  | 円 |
|         | 新規/追加                                          | 500 | 円 | × | ライセンス数 |  | = | 月額費用計 |  | 円 |
|         | 減数/解約                                          | 500 | 円 | × | ライセンス数 |  | = | 月額費用計 |  | 円 |
|         | 合計ライセンス数                                       |     |   |   |        |  | = | 月額費用計 |  | 円 |
| 基本契約期間  | 納品月の翌日より2年間となります。3年目以降は、1年毎の自動更新契約となります。       |     |   |   |        |  |   |       |  |   |
| お支払方法   | 納品月の翌日より請求が開始されます。以降は請求月の翌月6日に口座振替によりお支払い頂きます。 |     |   |   |        |  |   |       |  |   |

## 2. 初期設定費用(税抜)

|                                                                                    |                                                                                                                                                                                 |        |   |   |        |  |   |  |   |
|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---|---|--------|--|---|--|---|
| ① 基本訪問費                                                                            | 単価                                                                                                                                                                              | 12,000 | 円 | × | 導入拠点数  |  | = |  | 円 |
| <input type="checkbox"/> エイジレス80の導入(システム切替、増設)と同時納品の場合はチェックしてください。導入拠点の基本訪問費は不要です。 |                                                                                                                                                                                 |        |   |   |        |  |   |  |   |
| ② 設定作業費                                                                            | 単価                                                                                                                                                                              | 2,400  | 円 | × | 設定作業台数 |  | = |  | 円 |
| 初期設定費用計                                                                            |                                                                                                                                                                                 |        |   |   |        |  |   |  | 円 |
| 作業前確認事項                                                                            | 合計ライセンス数と設定作業台数に差異がある場合は、差異理由に該当するものについてチェックしてください。<br><input type="checkbox"/> センター様の独自保有パソコンで利用 <input type="checkbox"/> リプレース対象外パソコン(弊社にて導入)で利用 <input type="checkbox"/> その他 |        |   |   |        |  |   |  |   |
| お支払方法                                                                              | 納品月の翌月に別途請求書を発行させて頂きますので、発行の翌月末までにお振り込みをお願い致します。                                                                                                                                |        |   |   |        |  |   |  |   |

※1 納品月は、お申し込み日より4週間後が目安となります。

※2 減数または解約の場合は、お申し込み日の4週間後が納品月となり、翌月から契約変更が適用されます(納品月分の費用は発生します)。

※3 株式会社野村総合研究所が注文書を受領した後、10営業日以内に不承諾の通知を行わない場合、お申し込み日に遡って契約が成立するものとします。

注1 設定作業は、リコージャパン(株)にて行います。作業日程はリコージャパン(株)より直接ご連絡いたします。

注2 当サービスは、シマンテック社商品SEP(Symantec Endpoint Protection)を利用した月額利用料方式のウイルス対策サービスです。

注3 株式会社野村総合研究所は、ウイルス対策サービスSEP版申込の仲介および料金回収を行うものであり、これらの場合を除いては一切の責任を負いません。

注4 当申込書と「シマンテックソフトウェア使用許諾契約」が異なる場合は、当申込書が優先して適用されます。

別紙「シマンテックソフトウェア使用許諾契約」に同意の上、上記内容で申し込みます。

|        |          |
|--------|----------|
| お申し込み日 | 令和 年 月 日 |
| 貴センター名 |          |
| ご担当者名  |          |
| ご住所    | 〒        |
| お電話番号  |          |

|              |
|--------------|
| 特記事項(NRI記入欄) |
|--------------|

| リコー ジャパン(株) 記入 欄 |            | NRI⇒リコージャパン(株)記入欄    |                                     |                                   |  |
|------------------|------------|----------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|--|
| リセラー企業名          | リコージャパン(株) | 申し込み種別               |                                     |                                   |  |
| No.              |            | 設定作業台数               | 台                                   |                                   |  |
| 備 考              |            | 実施作業主体 ※減数/解約はNRIで実施 | <input type="checkbox"/> リコージャパン(株) | <input type="checkbox"/> NRI      |  |
|                  |            | 納 品 形 態              | <input type="checkbox"/> 機器と同時納品    | <input type="checkbox"/> インストールのみ |  |

## シマンテックソフトウェア使用許諾契約

シマンテック・コーポレーションおよび／またはその子会社（「シマンテック」といいます）は、このライセンス契約の全ての条項に同意されることを条件として、本ソフトウェアをご利用になる個人、会社または法的主体であるお客様に対して本ソフトウェアの使用を許諾いたします。本ソフトウェアをご使用になる前に、本使用許諾契約の条項をよくお読み下さい。この使用許諾契約は、お客様とシマンテックとの間を法的に拘束する契約です。パッケージを開封すること、封をはがすこと、「同意」または「はい」もしくは同意を意味する表示を電子的にクリックすること、またはソフトウェアをロードすることにより、お客様はこの契約に同意したものとみなされます。もし、お客様がこれらの条項に同意されないときは、「同意しません」または「いいえ」もしくは不同意を意味する表示をクリックし、本ソフトウェアを使用しないで下さい。

### 1. 使用許諾

本使用許諾契約の対象となるソフトウェアおよび資料（以下、合わせて「本ソフトウェア」といいます）は、シマンテックおよびそのライセンサーの知的所有物であり、著作権法によって保護されています。本ソフトウェアの所有権は引き続きシマンテックに帰属しますが、本使用許諾契約に同意したお客様は本ソフトウェアを使用することができます。本使用許諾契約は、シマンテックがお客様に提供するソフトウェアのすべてのリリース、修正および改良にも適用されます。本使用許諾契約に付随して、またはこれに前後して、シマンテックのライセンス証書、ライセンス・クーポンまたはライセンス・キー（それぞれを「ライセンス・モジュール」といいます）による修正がなされた場合、または本ソフトウェアに付随するユーザー用資料に更に規定してある場合を除き、本ソフトウェアの使用に関するお客様の権利および義務は次のとおりです。

#### 許諾事項

- A. ライセンス・モジュールの定めるところにより、シマンテックがお客様に許諾した本ソフトウェアのコピーをその許諾数だけ使用すること。本ソフトウェアが複数のソフトウェアタイトルを含むスイート製品の一部である場合、お客様が使用できるコピーの総数はそのライセンス・モジュールに明記されたコピーの総数（許諾を受けたソフトウェアタイトルの合計によって計算する）を上回ってはなりません。お客様のライセンス・モジュールは、このようなコピーを作成する権利の証明書となります。本使用許諾契約に付随して、または前後して成立するライセンス・モジュールがない場合、お客様は一台のコンピュータに本ソフトウェアのコピーを1つ作成することができます。
- B. 本ソフトウェアのコピーをバックアップの目的で1つだけ作成すること。または、本ソフトウェアをコンピュータのハードディスクにコピーし、オリジナルをバックアップの目的で保管すること。
- C. 本ソフトウェアをネットワーク上で使用すること。ただし、ネットワークを介して本ソフトウェアを使用できるすべてのコンピュータが、本ソフトウェアの使用を正式に許可されている場合に限りです。
- D. 本ソフトウェアをお客様とシマンテックの間の書面による契約に従って使用すること。
- E. シマンテックから書面による承諾を得た後、本ソフトウェアを第三者（法人を含む）に永久的に譲渡すること。ただし、お客様が本ソフトウェアのコピーを保有せず、譲受人が本使用許諾契約に書面で同意した場合に限りです。

#### 禁止事項

- A. 本ソフトウェアに付随している印刷物をコピーすること。
- B. 本ソフトウェアの一部または全部を問わず、再使用許諾、貸与、またはリースをすること。本ソフトウェアのソースコードを調べたり、本ソフトウェアを模倣した製品を作る目的でリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、翻訳、その他の試みを行うこと。
- C. 本ソフトウェアをファシリティ・マネージメント、タイムシェア、サービス・プロバイダーまたはサービス・ビューロの一部として使用すること。
- D. お客様が本ソフトウェアの代替セットまたはアップグレード版を受け取られ、インストールされたのちに、従前のバージョンまたはコピーを使用すること。ソフトウェアをアップグレードした場合、従前のバージョンのコピーはすべて破棄するものとします。
- E. 本使用許諾契約により提供された本ソフトウェアより新しいバージョンを、対応するメンテナンスおよび／またはアップグレードインシュアランスを購入され、あるいは別途その新バージョンの権利を取得されることなく使用すること。
- F. 複数のシマンテック製品を格納したメディアにより本ソフトウェアを受け取られたときに、ライセンス・モジュールにより許諾されていない他のシマンテックのソフトウェアを使用すること。
- G. 本使用許諾契約が認めていない方法により本ソフトウェアを使用すること。

### 2. コンテンツのアップデート

ソフトウェアの一部では、随時アップデートされるコンテンツを利用しております（次のようなソフトウェアを含みますがこれに限られません：更新されたアンチスパムルールを利用するアンチスパム製品、更新されたウイルス定義を利用するアンチウイルス製品、更新されたURLリストを利用するフィルタリング製品、更新されたファイアウォールのルールを利用する一部のファイアウォール製品、更新されたポリシー順守アップデートを利用するポリシー順守ソフトウェア製品、更新された脆弱性シグネチャを

利用する脆弱性の評価製品。これらの更新を合わせて「コンテンツ・アップデート」といいます）。お客様は、メンテナンスの購入期間中であればコンテンツ・アップデートを受けることができます。ただし、シマンテックが別途有料でご利用できるものとしたコンテンツ・アップデート、または、お客様が別途コンテンツ・アップデートを入手する権利を取得された期間については、この限りではありません。シマンテックは、何時でもお客様に通知することなく、別途購入が必要となるコンテンツ・アップデートを指定することができます。ただし、お客様が本使用許諾契約に従い、購入時にコンテンツ・アップデートを含むメンテナンスを購入されたときは、その後シマンテックがかかるコンテンツ・アップデートを別途購入が必要である旨指定しても、既にメンテナンスを購入された期間中は追加の料金を支払うことなくかかるコンテンツ・アップデートを受けることができるものとします。本使用許諾契約は、記載された場合以外にコンテンツ・アップデートを受け、または、使用することを許諾するものではありません。

### 3. 保証の限定

シマンテックは、本ソフトウェアの引渡しから 30 日間にわたって、本ソフトウェアの供給媒体に瑕疵がないことを保証します。この保証内容に違反する事態が生じた場合、お客様の唯一の救済方法として、シマンテックは保証期間内に返送を受けた瑕疵のある媒体の代品を提供するか、本ソフトウェアのご購入代金の払い戻しを任意に決定するものとします。シマンテックは本ソフトウェアがお客様の要望にかなうものであること、本ソフトウェアの操作に障害が発生しないこと、および、本ソフトウェアに誤りがないことを保証するものではありません。

適用を受ける法律により認められる最大限において、上記の保証がシマンテックの行う保証のすべてであり、商品価値を有すること、お客様の特定の目的にかなうこと、および、法律違反・権利侵害が存在しないことを含む明示的、黙示的な一切の保証に代わるものです。上記の保証は、お客様に特定の法的権利を付与しますが、国によっては、法律でお客様にその他の権利が与えられることがあります。

### 4. 免責

州または国（欧州経済圏のメンバー国を含む）によっては、付随的または間接的損害に対する責任の制限または免除を認めていません。その場合、次の制限または免責は、お客様に適用されないことがあります。

適用を受ける法律により認められる最大限において、また、本使用許諾契約で定める救済手段が主たる目的を達することができるかどうかにかかわらず、シマンテックおよびそのライセンサーは、お客様に対し、特別、間接的、付随的または類似の損害（本ソフトウェアの使用または使用不能によって生じる逸失利益、データ損失を含みますが、これらに限定されません）について、シマンテックが当該損害の可能性を通知されていたとしても、一切の責任を負いません。

いかなる場合でもシマンテックの賠償責任が、本ソフトウェアのご購入代金を超えることはありません。上記の責任限定・免責規定は、お客様が本ソフトウェアを返品するか否かにかかわらず適用されます。

### 5. 米国政府の制限された権利

注意：シマンテックの一切の製品および書類は、本質的に商業用です。本ソフトウェアおよびソフトウェア関連書類は、“Commercial Items”（48 C.F.R. section 2.101 に定義）であり、“Commercial Computer Software” および “Commercial Computer Software Documentation”（48 C.F.R. section 252.227-7014(a)(5) および 48 C.F.R. section 252.227-7014(a)(1) に定義され、48 C.F.R. section 12.212 および 48 C.F.R. section 227.7202 にて使用）により構成されます。48 C.F.R. section 12.212, 48 C.F.R. section 252.227-7015, 48 C.F.R. section 227.7202 ないし 227.7202-4, 48 C.F.R. section 52.227-14, その他 the Code of Federal Regulations の関連条項に従い、シマンテックのコンピュータ・ソフトウェアおよびコンピュータ・ソフトウェア関連書類は、エンドユーザーである米国政府に対し、他の一般エンドユーザーに対する場合と同様に、本使用許諾契約の条項に従ってライセンスされます。製造者は、シマンテック・コーポレーション（20330 Stevens Creek Blvd., Cupertino, CA 95014, United States of America）です。

### 6. 輸出規制

シマンテック製品の一部は、米国輸出管理令（EAR）（<http://www.bxa.doc.gov> 参照）に基づき米国商務省の輸出規制の対象となっています。EARに違反した輸出は厳しく禁止されています。お客様は、EARおよび適用を受ける全ての国際法、国内法、州法、地方または地域の法律・規則（適用を受ける輸入および使用の規制を含む）の要件に従うことに同意します。シマンテック製品は、現在、キューバ、北朝鮮、イラン、イラク、リビア、シリアおよびスーダンまたはその他の貿易制裁の適用を受けている一切の国に対して輸出または再輸出することが禁止されています。お客様は、直接、間接を問わず、一切の製品を EAR に示された国、米国商務省の禁輸対象者・組織および未証明者リスト（Denied Persons, Entities and Unverified Lists）、米国国務省の排除リスト（Debarred List）または米国財務省の特別指定国民（Specially Designated Nationals）、特別指定麻薬密売人（Specially Designated Narcotics Traffickers）もしくは特別指定テロリス

ト (Specially Designated Terrorists) のリストに掲載の人または組織に対する輸出または再輸出をしないことに同意します。更に、お客様は、シマンテック製品を EAR で承認していない軍事組織または軍事目的を有するその他一切の組織に対し輸出または再輸出をしないことに同意し、シマンテック製品を化学、生物もしくは核兵器または当該兵器の格納可能なミサイルに関連して使用するために販売しないものとします。

## 7. その他

お客様が北米または中南米にお住まいの場合、本使用許諾契約は、米国カリフォルニア州法が適用され、その他の国々にお住まいの場合は、英国法が適用されます。本使用許諾契約および関連するライセンス・モジュールは、本ソフトウェアに関するお客様とシマンテックの間の完全合意であり、( i ) 従前または現在の口頭・書面による本使用許諾に関する全ての通信、提示および表明にとって代わり、かつ、( ii ) 当事者間の見積、申込、承諾または類似の通信における条項の抵触または追加に優先するものとします。本使用許諾契約は、お客様がいずれかの条項に違反したときに終了します。その場合、お客様は、本ソフトウェアの全コピーの使用を中止し、これらを廃棄しなければなりません。保証、損害および責任制限の免責は、契約終了後も有効に存続します。ソフトウェアおよび資料は、米国カリフォルニア州またはアイルランド国ダブリンそれぞれの Ex Works (工場渡条件) による引渡しとします (ICC インコタームズ 2000)。本使用許諾契約は、本ライセンスに附属するライセンス・モジュールまたはお客様とシマンテックが署名した書面によってのみ修正することができます。本使用許諾契約に関するご質問は、( i ) Symantec Customer Service, 555 International Way, Springfield, OR 97477, USA、( ii ) Symantec Customer Service Center, PO BOX 5689, Dublin 15, Ireland または (iii) Symantec Customer Service, 1 Julius Ave, North Ryde, NSW 2113, Australia まで書面にてお問い合わせください。

## 8. 追加の使用および制限

A. お客様が使用許諾を受けた本ソフトウェアが、対応するサードパーティ製品またはプラットフォーム用の特定の Symantec Antivirus である場合、お客様は、対応する製品またはプラットフォームについてのみ、当該特定のソフトウェアをご使用いただけます。お客様は、この特定の製品またはプラットフォームを使用する 1 台のコンピュータ以外のコンピュータから、本ソフトウェアにアクセスすることはできません。お客様が特定のソフトウェアを目的としない一定の製品またはプラットフォームとともに本ソフトウェアを使用されたい場合は、Symantec AntiVirus Scan Engine を使用することができます。

B. お客様が使用許諾を受けた製品がライセンス・モジュール記載の Web サーバーのオプション・ライセンスを利用した Symantec AntiVirus である場合は、次の使用方法および制限が追加されます。

- i) お客様は、Web サーバーを通して第三者から受信したファイルとだけ本ソフトウェアを使用することができます。
- ii) お客様は、1 か月当たり 10,000 未満の個別の第三者から受信したファイルとだけ本ソフトウェアを使用することができます。
- iii) お客様は、お客様の内部事業における本ソフトウェアの使用に対して料金請求あるいは課金することはできません。

C. お客様が使用許諾を受けた本ソフトウェアが Symantec Client Security である場合、そのソフトウェアには C++ ライブラリのクラス、アルゴリズムおよび反復子のコンテナである Standard Template Library が使用されています。Copyright (c) 1996-1999. Silicon Graphics Computer Systems, Inc. Copyright (c) 1994. Hewlett-Packard Company.